



Contents

◆新年のご挨拶.....	2,3	◆フットサル部報告.....	9
◆第1回常会報告.....	4	◆囲碁部報告.....	9
◆税理士業務のデジタル化.....	5	◆免税事業者と報酬を支払う事業者の対応について.....	10,11
◆新入転入会員懇談会.....	6	◆研修について.....	12
◆2022 税を考える週間.....	6	◆会員異動のお知らせ.....	13
◆年男年女.....	7	◆北沢のニューフェイス.....	16
◆東京都最低賃金改正のお知らせ.....	7	◆表紙のことば.....	16
◆テニス部報告.....	8	◆編集後記.....	16

2023年 新年のご挨拶



支部長 阿部 健治

新年明けましておめでとうございます。

年頭に当たり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。会員の皆様には、ご健勝にて新春をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

昨年も新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けましたが、いくつかの支部行事を3年ぶりに開催することができました。第55回定期総会を、北沢タウンホールではなくオペラシティの東天紅で開催し、懇親会も行いました。また、一泊の支部旅行も現地集合、現地解散で開催しました。城南地区野球大会、秋の支部対抗野球大会も開催され、少しずつコロナ前の状況に戻り始めていますので、可能な限り支部行事を実施していきたいと思っています。

昨年より確定申告無料相談会を事前予約制で実施することになりました。北沢支部は梅丘パークホール1ヶ所で、当日枠を設けずに、完全予約制で実施しました。オンラインによる事前申込が1月5日から開始され、電話による事前申込も11日から可能になるというものでした。30分間に18名という人数制限を行ったため、時間的に余裕があることを想定していましたが、1名で複数人の申告相談をされる方、複数年分の申告をされる方、更正の請求をされる方が何名も来場され、終了時間が5時を超えた日が2日ほどありました。予定を超える終了時間まで従事して下さった会員の皆様方に、心から感謝申し上げます。無料相談会は多くの会員の皆様方のご協力のもとに成り立っていますので、本年もご協力のほど宜しくお願い致します。

まだまだ先の話と思っていましたが、今年の10月1日から消費税のインボイス制度が実施されます。10月1日の開始時に適格請求書発行事業者になるためには、3月31日までに登録申請手続を完了させなければなりません。消費税の課税売上高が毎年1,000万円を大きく上回る課税事業者であれば、何の問題もなく申請書を提出できますが、課税売上高が1,000万円前後の事業者、免税事業者の場合には、取引相手が事業者なのか一般消費者なのか、など様々な要素を総合的に判断して、申請書を提出しなければなりません。所得税の確定申告と重なると、スムーズな申請手続ができなくなる恐れがあるだけでなく、申請に関して慎重な判断をする余裕がなくなることも考えられます。適格請求書発行事業者の登録申請に関しては、税理士の責任問題になりますので、早めに取り組んで頂くことをお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めがかからないところへ円安、物価高が直撃して、資金繰りが厳しくなっている事業者が増えております。そのようなところへ先送りになっていたコロナ融資の元本返済が始まり、資金繰りが益々厳しくなる恐れがあります。このような状況下において、税理士の果たす役割も大きくなっていくと思われれます。今年も金融機関と北沢支部の会員の皆様との交流の場を設ける予定ですので、積極的にご活用頂きたいと思っております。

本年度の第2回常会を1月23日（月）に梅丘パークホールで開催する予定です。新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては開催方法の見直し等があるかもしれませんが、可能な限り例年通りのやり方で開催したいと思っております。多くの会員の皆様方にご参加いただけますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、新型コロナウイルスが一日も早く収束することを願いますと共に、会員皆様方の今後益々のご事業のご繁栄及びご健勝を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



北沢税務署長 監物 久美子

あけましておめでとうございます。

東京税理士会北沢支部の皆様方におかれましては、令和5年の新春をお健やかに
お迎えのことと心からお慶び申し上げます。

阿部支部長をはじめ役員、会員並びに事務局の皆様には、税の無料相談会の開
催、租税教育の推進及びe-Taxの利用拡大に積極的に取り組んでいただくなど、
税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く

御礼申し上げます。

間もなく令和4年分確定申告期を迎えます。本年も「ベルサール渋谷ファースト」において、5署による署外
合同会場を開設することとしております。署外合同会場におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、
基本的な感染症防止策を徹底するほか、オンラインによる事前発行を含めた入場整理券等の配付や、自宅等から
のe-Tax申告の推進により、会場内の混雑緩和を図ってまいります。

国税庁では、自宅等からのe-Tax申告につきまして、特にスマートフォンによる申告を推進しております。
令和5年1月から、過去にマイナンバーカード方式によりスマートフォンで申告された方は、マイナンバーカー
ドの読み取り回数が1回で済むように改善されております。また、マイナポータル連携の対象が拡大されるなど、
利便性の更なる向上が図れることから、関与先企業等の従業員の方々に対しましても、スマートフォンを利用し
たe-Tax申告の働きかけをお願いいたします。

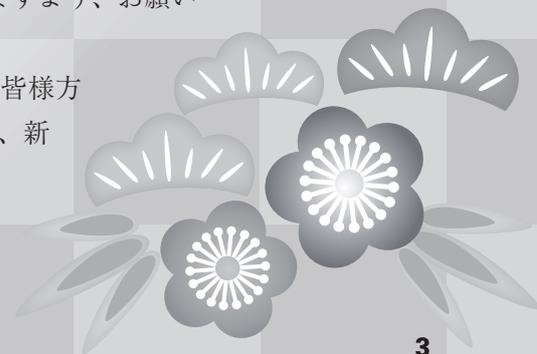
このほか、非対面の納付手段であるキャッシュレス納付につきましては、昨年12月よりスマホアプリによる
新たな納付手段が導入されました。これまでのダイレクト納付や振替納税とともに、関与先納税者の皆様方への
利用勧奨をお願いいたします。

消費税のインボイス制度につきましては、いよいよ導入開始の年となります。

これまでも関与先への説明等、制度周知にご協力をいただいております。改めて感謝申し上げます。引き続き、登
録を予定されている課税事業者の方に対しましては、早期の申請をご説明いただくとともに、登録申請に当たり
ましては、是非、e-Taxをご利用いただくようお願いいたします。また免税事業者の方々は、インボイス発行事
業者として登録申請を行うか否かの判断を行っていただく必要がありますので、制度の内容を十分に理解いた
だけるよう周知をお願いいたします。

インボイス制度の定着をはじめ、税務行政の円滑な運営のためには、貴支部の皆様方のご支援ご協力がなくて
はならないものであると考えております。本年もより一層のお力添えを賜りますよう、お願い
申し上げます。

結びに当たりまして、この新しい年が貴支部のますますのご発展と会員の皆様方
のご健勝並びにご事業のご繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新
年のご挨拶とさせていただきます。





第1回常会報告

総務部長 志村 哲

令和4年10月18日(火)、梅丘パークホールにおいて、令和4年度第1回常会が開催されました。本年も新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、研修会と懇親会は行わず、常会及び税務連絡協議会のみでの開催となりました。

午後3時40分から常会を開催し、冒頭東京税理士協同組合の事業内容について説明があり、続いて新入転入会員11名の紹介の後、阿部支部長より開会の挨拶と支部長報告が行われました。支部長報告の主な内容は以下のとおりです。

- ①東京税理士会の会務運営・事務局対応について、通常通り9時～17時の業務時間ですが、窓口業務は郵送対応となっています。
- ②第26回支部対抗ゴルフ大会について、太平洋クラブ江南コースで11月7日に開催される予定です。
- ③令和4年度研修時間36時間の達成状況について、9月末現在、東京会全体の平均は8.26%、北沢支部は8.59%となっています。
- ④「適格請求書発行事業者」登録申請に係る確認書について、日税連HPにおいて、関与先の意思を確認するための書面を作成しています。また、国税庁より周知依頼があり、適格請求書発行事業者の登録申請書は変更があったため、旧様式は使用せず最新の様式での提出をお願いします。
- ⑤輸出事業者向けの税制・金融等の支援措置について、本年10月より新設されますので、詳しくは農林水産省、食品等流通合理化促進機構のHPをご参照くだ

さい。

- ⑥国税庁をかたるメッセージやメールについて、国税では納付や差押さへの通知をショートメッセージやメールで送ることはありませんので、ご注意ください。
- ⑦会員相談室の相談事例の紹介について、小規模宅地等の特例の適否が、令和3年4月1日以降の相続から、相続開始前3年以内に事業用となった場合の経過措置が適用されなくなり、小規模宅地用の特例が適用できないケースがあるため、ぜひ東京会の会報の会員相談室の相談事例をご一読ください。
- ⑧法定調書の内容確認調査について、法定調書の記載内容(特に個人番号の未記載)により調査が行われることがあります。

支部長報告に続き、北山理事、高橋理事から理事会報告が行われました。その後、各部委員会の部長、委員長が各部委員会報告を行い、質疑応答の後、常会は午後4時25分に終了いたしました。

常会終了後、北沢税務署との税務連絡協議会が開催されました。監物署長からご挨拶をいただき、協議会では森下総務課長の進行のもと、担当統括官から連絡事項の説明が行われ、質疑応答の後、税務連絡協議会は滞りなく終了いたしました。

本年も昨年同様、マスクの着用、テーブルや椅子の消毒など、感染対策をしての開催にご協力いただきまして、ありがとうございました。





税理士業務のデジタル化

情報システム委員会 菊池 美菜

昨年10月11日の税理士情報フォーラムに参加し、税理士業務のデジタル化について学びました。平成3年9月にデジタル社会形成基本法が施行されましたが、基本法の16条には「事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする」とされています。税理士法2条の3では、「(税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等) 税理士は、第二条の業務を行うに当たっては、(中略) 電磁的方法の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする」と規定されています。

今までの業務は「紙ベース」でしたが、私たちを取り巻く環境は大きく変わり、デジタル化は避けて通れない、というより、「努めるものとする」義務となっています。私は人一倍アナログで、すべてベンダーにお任せですが、情報フォーラムで講演を聞いて、今後はデジタル化に向けて日々の業務やお客様対応を見直す必要があると感じました。

今年10月からインボイス制度が始まりますが、インボイスには適格請求書発行事業者登録番号や、税率別の合計額の記載が必要になるなど事務の煩雑化があります。社会的コストの最小化を図るために、当初からデジタルインボイスを前提とし、デジタルで最適化された業務プロセスを構築するために、「デジタルインボイス推進協議会(EIPA)」が設立されました。デジタルインボイスを活用すれば、請求、発注、支払などの会計・税務業務の効率化を図ることができます。

デジタルインボイスの活用のためには、共通請求書(インボイス)などの電子文書をネットワーク上でやり取りするため「文書仕様」「運用ルール」「ネットワーク」のグローバルな標準仕様が必要であり、それがPeppol(ペポル)という国際規格です。各企業が使用する会計ソフトなどで発行する請求書等をペポルのネットワークに接続することで、売り手と買い手が

スムーズにやり取りができます。

情報フォーラムの最後は、会計ベンダー9社が参加したパネルディスカッションでした。電子帳簿保存法に対応したシステム、インボイスに対応したシステムについて各社の製品の説明がありました。電子帳簿保存法については、スキャナーで読み取ったものを自動的にクラウドに保存する等のシステムの紹介がありましたが、スキャナーで読み取っただけでは電子帳簿保存法の要件を満たさないようで、疑問が残る会社もありました。スキャナーで読み取り自動的にタイムスタンプを付すシステムもあるそうです。ただ、今は開発中で後日発売するという会社もありました。

インボイスについては、各社とも登録番号を入力する欄などを設けて対応するようです。13桁の番号を入力するのは大変なことで、各社とも負担軽減に工夫しているようでしたが、やはり1度は入力する必要があります。13桁を会計ソフトに入力することなど考えていなかったもので、少なからず、驚きました。入力した番号は、システムで国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに掲載されているかどうかを、自動的に見に行くようになっていくそうです。事業年度の途中で登録事業者になる場合や、登録事業者を止めるケースもあるので、入力時、月次決算時、決算時に国税庁の公表サイトを見に行くようなシステムもあるそうです。入力毎に国税庁サイトに見に行っていたら入力スピードはどうなるのだろうか? 様々なシステムがあり、選ぶのが難しそうです。

電子帳簿保存法、インボイスなど、待ったなしに私たちの業務に関わってきます。デジタルは苦手とは言ってられません。ご相談などございましたら、情報システム委員会にお寄せ下さい。

新入転入会員懇談会

令和4年11月11日（金）、新入転入された会員の方々との懇談会が行われました。阿部支部長をはじめ支部役員より、支部活動の説明や確定申告無料相談会の従事、租税教育の講師登録など説明いたしました。今後とも支部活動の積極的な参加をお待ちしております。

- ①出身地は？ ②前職は？ ③趣味は？ ④どうして税理士になったのですか？

石神荘理 会員 (令和3年12月入会)



- ① 東京都
- ② 公認会計士、経営コンサルタント
- ③ サッカー、フットサル
- ④ 独立した際に、税務業務も行えるようにすることを考えました。

石川浩平 会員 (令和4年5月入会)



- ① 神奈川県
- ② 監査法人FRIQ（現任）
- ③ ゴルフ、筋トレ
- ④ 新しいつながりを創るため。

矢富健太郎 会員 (令和4年4月転入)



- ① 島根県
- ② 有限責任あずさ監査法人
- ③ 映画、音楽、食べ歩き
- ④ 租税法に興味を持ち登録しました。

桐山英夫 会員 (令和4年9月入会)



- ① 岐阜県岐阜市
- ② 美容師、デロイトトーマツ税理士法人
- ③ いけばな、読書
- ④ 資格を取って、専門的な仕事をしたかったため。

2022 税 を考える週間

令和4年11月14日（月）烏山区民センターにて「税を考える週間」のイベントが、北沢税務協団体主催のもと行われました。今年は納税貯蓄組合に幹事を務めていただきました。開催当日はお天気に恵まれさわやかな秋晴れのもと、区民センター前の広場で開会式を行うことができました。今年の税金無

料相談会も、感染防止に配慮し来場者には検温や手指消毒のご協力をいただき、3階の会議室を利用した開催となりました。当日は阿部支部長、阿部副支部長、志村総務部長をはじめ、皿

澤会員、矢川会員、岩田会員、古野会員、芦川会員が参加し無料相談会をご担当いただきました。今年も11時のスタート前から相談者の方々が次々と来場する盛況ぶりでした。「税を考える週間」は毎年この時期に開催され、書道や絵手紙、中学生の作文や標語などの展示が行われます。税の大切さを伝えるとともに、大人と子供が一緒になって税について考え理解を深める良い機会となっています。

（広報部 金子信夫）





年男 年女



2022年は『FIFAワールドカップカタール2022』が開催され、日本代表が強豪ドイツ、スペインを撃破し、グループステージ1位通過したことで大いに盛り上がりました。悲願のベスト8入りは叶いませんでしたが、多くの感動をもらいました。2023年は、十二支で「卯」の年であり「うさぎのように跳ね上がる」という意味もあり、卯年は何かを開始するのに縁起が良く、希望があふれ、景気回復、好転するよい年になる」という意味の干支のようです。

卯年の会員の方々に「年男年女アンケート」のご協力いただきました。

1. 初詣はどこへ行きますか？
2. お正月はどのように過ごしますか？
3. この一年の抱負を聞かせてください。

池田直樹 会員

1. 烏山神社
2. 配偶者の実家の北海道へ行く予定。
3. 健康に気をつける。

左右浩正 会員

1. 北沢八幡
2. どこかへ行きたいです。温泉旅館が空いているか、これから調べます。
3. ①久しぶりに海外旅行する。
②週休3日制と3週間連続休暇
③そのための体制づくり

宇賀神真寿美 会員

1. 元旦はお墓参り。2～3日は地元の神社。
2. 家族で自宅にて…のんびり箱根駅伝を見ます。
3. 家族、皆、健康で穏やかに日々過ごせますように。

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は令和4年10月1日から
時間額 1,072 円（31 円 UP）に改正されました。

- ※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。
- ※ 最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

<問合せ>

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課（TEL03-3512-1614（直通））

東京働き方改革推進支援センター（TEL0120-232-865）

業務改善助成金について

業務改善助成金コールセンター（TEL0120-366-440）

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）について

事業所の所在地を管轄するハローワーク又は東京労働局ハローワーク

テニス部報告

2022年は多くのチャレンジができた1年でした。まずはテニス部員の大型補強として、四谷支部から樋渡会員が、武蔵野支部から長岡会員が入部されました。樋渡会員は四谷支部時代に個人戦優勝をするなど実績確か、長岡会員もスクールに足繫く通う実力者です。そして、ドラフト指名の新人選手が植西会員と北野会員。どちらも若手らしく体力あり余るテニスを魅せてくれます。このようにテニス部の参加者が増えたことにより、①チームTシャツの作成、②ダブルス個人戦の初参加、③2チームでの団体戦参加と新たなチャレンジをすることができました。

はじめにチームTシャツについて、眞保会員が中心となり、みんなでデザインや色を決めていきました。無事に団体戦に間に合わすことができ、写真の通りまさに昨年のサッカーワールドカップを想起させるサムライブルーで気持ちを高め大会に挑むことができました。

大会の結果については、個人戦は10月21日に昭和の森テニスセンターにて開催され、眞保会員・長岡会員ペアがグループリーグ2位トーナメントでベスト8、そして左右会員・井戸川ペア3位入賞（初の賞品獲得！）を果たしました。

そして団体戦は11月22日に有明テニスの森公園にて開催され、上位を目指すチャレンジチーム（角会員、樋渡会員、市川会員、植西会員、左右会員、井戸川）と楽しいテニスを目指すエンジョイチーム（竹内会員、眞保会員、江口会員、長岡会員、川邊会員、北野会員）の2チームにわかれ大会に挑みました。結果としては



3位入賞された井戸川会員・左右会員ペア

チャレンジチームが第1シードの四谷支部に敗れベスト8、エンジョイチームは杉並支部に敗れ初戦敗退となりました。チャレンジチームは大会前に角会員がふくらはぎ肉離れ、市川会員がぎっくり腰になるというアクシデントがあつての結果であり、来年への大きな期待となっています。そして、エンジョイチームは初戦敗退ながらも川邊会員のベテランらしからぬアクロバティックなプレイで観戦も楽しませていただきました。

さて、テニス部では「楽しく健康増進、ついでにテニスもレベルアップ」をモットーに、月2回程度練習をしています。次シーズンは繁忙期明けの4月から活動予定です。テニス経験者だけでなく、初心者も楽しめる活動を行っています。興味のある方はぜひ事務局までご連絡ください。（テニス部 井戸川真也）



フットサル部報告

令和4年11月11日（金）に東京税理士会フットサル同好会の主催による第9回フットサル大会（場所：アミノバイタルフィールド）のエンジョイリーグに参加しました。新型コロナウイルスによる影響で3年ぶりの開催、北沢支部の参加は3回目となります。

3年ぶりにフットサルをやるメンバーもいる中、年齢を感じさせず、一番頑張っていた岡田会員、けが人は任せろ守護神安部井会員、頼れるキャプテン山田会員、将来のフットサル部を背負って立つ杉田会員、女性のドリブルはレディーファースト、優しい太田会員、体力は不安ながらサッカーが上手な日置会員、相変わらずの得点王、動きが切れきれ金山会員、最終戦で貴重な(?)カズダンスを決めた左右とみんなで頑張りました。

前回大会はエンジョイリーグで2位と好成績を残したのですが、今回は残念ながら1勝3敗2分の成績で終わり、対戦結果表をみることなく、有志でアミノバイタルフィールド近くのロイヤルホストでお肉を食べながら祝勝会を行い、お開きとなりました。いい天気楽しく一日過ごせました。

今回の反省点としては、

3年前とメンバーが全く変わらず、平均年齢だけ3歳上がったこと、その原因の一つとして、1週間前に行った事前練習で、貴重な新戦力として期待されていた石神荘理会員、上野元意会員がけがをし、参加できなかったことがあげられました。来年に向けて新戦力の拡充をしなければならないこと、また、事前練習は、1週間前ではなく、1か月前に行うことが確認されました。

来年のためにも、貴重な新戦力が必要です。一緒にフットサルを楽しみたいという方は、ぜひ、事務局までご一報ください。（フットサル部 左右浩正）



囲碁部報告

3年ぶりに世田谷支部との交流囲碁大会が、令和4年11月19日（土）13時より世田谷支部にて開催されました。全体の参加者は7名でしたが、我が北沢支部からは渡辺隆明会員がただ一人参加され、見事に優勝されました。

囲碁の基本的なルールは、「1. 碁盤の線の交差部分に黒と白が交互に打つ。2. 地（自分の領域）の多いほうが勝利。3. 相手の石は上下左右を囲うと取れる。」と長い歴史の中でほとんど変わっていません。通常の対局は、19×19の19路盤の碁盤が使用されるようですが、初心者には9×9の9路盤もあるようです。

囲碁に興味のある方は、囲碁部の会員が優しく丁寧に教えて下さるとのことです。（広報部 廣田純子）





免税事業者と報酬を支払う事業者の対応について

研修部 鈴木 竹夫

消費税が複数税率になり、これに対応して適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が令和5年10月1日から開始されます。この開始に合わせて適格請求書の発行事業者としての登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請の手続を行う必要があります。令和5年も年が明け、税理士としてご自身の顧客が適格請求書の発行事業者としての登録を受けるべきか、あるいはその必要がないかについて顧客と共に検討しなければならない期間のタイムリミットが迫っています。税理士としては顧客が適格請求書発行事業者としての登録をどうするかに配慮することは当然ですが、同時に顧客が適切な仕入税額控除が行えるように意を用いることも重要です。

ここでは顧客の課税仕入先が主に免税事業者である場合の仕入税額控除について考えてみたいと思います。例えば、交響楽団等の楽団を運営する事業、シルバー人材センター等の事業、進学塾などの事業、公益法人等が専門家を集めて行う調査研究事業や無料相談会の事業、あるいは多数の零細な下請けを使う建設工事業等が具体的に思い浮かびます。これらの事業において役務提供を行って謝金や報酬を受取る方々の多くは免税事業者です。これらの免税事業者のうちの多くの方々はインボイス制度の導入に際し、適格請求書の発行事業者の登録を行って登録番号を取得して課税事業者になろうとはしないものと思われます。もともと役務提供を行って謝金や報酬を受取る方々の多くは通常、自分から請求書を発行する習慣がありません。このような免税事業者から役務提供を受けて謝金や報酬を支払う事業者は、インボイス制度が開始された場合にどのようにすれば適切な仕入税額控除を行うことができるかということが問題になります。

これらの免税事業者から課税仕入を行う事業者は、仕入先が課税事業者か免税事業者かが明確に判る訳ではないので、現状の慣行では免税事業者への支払額に消費税相当額を付加して支払っています。インボイス制度が開始されると、仕入先の登録番号の有無が容易

に判明しますので、免税事業者からの課税仕入を行う事業者については、経過措置に従って、開始後3年間は、課税仕入に係る仕入税額相当額の80%の仕入税額控除が認められ、その後の3年間は、課税仕入に係る仕入税額相当額の50%の仕入税額控除が認められます。この6年間で経過措置は終了しますので、その後は免税事業者からの課税仕入に係る仕入税額控除が全く認められなくなります。

上記6年間について経過措置による仕入税額控除が認められるためには、事業者が、区分記載請求書等と同様の事項が記載された免税事業者からの請求書等を受取って保存し、かつ帳簿にこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除、50%控除の特例を受ける課税仕入である旨）を記載し、保存することが必要です。ここで問題となるのは、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を、役務提供を行う免税事業者が発行する習慣がない場合が多いということです。このような場合、区分記載請求書の受領・保存に代えて、課税仕入れを行う事業者が、仕入明細書等を作成し、保存するという対応が可能です。即ち、謝金や報酬の支払者である事業者が下記の①～⑤の5項目を記載した仕入明細書等を作成し、同様の内容のものを課税仕入れの相手先へ提示し内容の確認を受けると共に、自ら保存することで、仕入税額控除を受けるという方法です。

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 取引の内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る税込対価の額

課税仕入の相手方から内容について確認を受ける方法としては、国税庁の資料では、

「提示後一定期間内に連絡がない場合は確認済みとします。」などの文言を記載し了承を得ること
口書類上に確認済みの署名をもらうこと

ハ 受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設けること

ニ 電子メールで確認した旨の返信を受けること

等が例示されていますが、免税事業者への対応であれば、イ、ロ又はニが実務的かと思えます。このように謝金や報酬の支払者である事業者が、支払明細書等を発行し、内容確認を受けることはかなり手間を要することですので、これらの手間のデメリットと仕入税額控除のメリットを比較衡量して、手間がかなりの負担になるようであれば仕入税額控除を諦めることとなりましょう。

このような手間を掛けても、免税業者からの課税仕入に係る仕入税額控除に係る経過措置は、インボイス制度開始後6年間で終了します。その後の免税事業者は、実質的には消費税率が0%の課税事業者という扱いになります。登録番号が無ければ免税事業者であることが容易に判定できますので、業者の選定に一定の時間と手続がとれる取引については、課税仕入を行う側は免税事業者には消費税相当額を支払わないことが慣行化するものと考えます。このような免税事業者が、同業の一般の課税事業者に互して競業者として対抗して行くとすると、例えば、本体10万円の仕事を、免税事業者は、10万円（10万円+消費税0円）で請け負うこととなり、一方、一般の課税事業者は、11万円（10万円+消費税1万円）で請け負うこととなります。この場合、仕事を発注する側の業者としては、免税業者に発注しても、課税業者に発注しても消費税の納税額は変わらないこととなります。仕事を発注する業者にとってはどちらを選択しても有利・不利は一切ありません。一般的に免税事業者が不利な立場に置かれるとよく言われますが、これは免税事業者が、一般の課税事業者と同様に消費税相当額を収受する場合のことと考えます。このように自ら免税事業者であることを明確にして消費税相当額を受取らないという慣行が行き渡ると、免税事業者であることは、引合いにおいても受注取引上も特に不利な立場にはならないと思われれます。

上記のとおり免税事業者であるとの立場を明確にして、売上消費税を受取らないこととした場合、一方で免税事業者が行う事業で支払う諸費用等（免税事業者の課税仕入れ）について消費税を支払っている面もあり均衡がとれないという不満もあろうかと思われれます。

このような不整合を解決するためには、課税事業者となって売上消費税を受取り、かつ仕入消費税を控除して納税することを選択することは合理的な対応と考えられます。更にこの納税額を減少させるため、あるいは、税務申告の簡便性の観点から簡易課税制度の適用を検討するという事も考えられます。私個人としては、課税事業者となって簡易課税制度の適用を選択することが実務的かと思量します。

インボイス制度は課税売上の税率ごとの受取対価と税額の内訳、及び、課税仕入の税率ごとの支払対価と税額の内訳を明らかにする制度ですので、免税事業者からの仕入には消費税を支払わないという関係も明らかにすべきです。

現状では、課税仕入の相手先が免税事業者であるか、課税事業者であるかが判らないため、消費税相当額を付加して支払うという慣行があります。しかし経過措置期間の終了後は、業者の選定に一定の時間や手続がとれないような取引（例えば、小売店での購入、飲食店で飲食あるいはタクシーの乗車など）を除いては、登録番号が確認できる取引先のみ消費税を支払うということが可能になります。免税事業者への謝礼や報酬には消費税相当額を付加して支払わないという慣行が生まれ、これにより免税業者が自ら免税業者であることを明確にして消費税相当額を受取らないという慣行が醸成されれば、消費税上従来から問題になっていた益税が減少します。免税事業者の立場からすれば、課税事業者になることによって売上消費税を得ることができ、この金額から仕入消費税を回収することができるということで、課税事業者の方が合理的であるという認識が生まれることとなります。免税事業者が自ら納得して課税事業者を選択して行くことが期待されますし、課税事業者としての事務手続もなるべく簡便なものが望まれます。



研修について

[1] 主な研修

- (1) 支部が主体となる研修
 - ①常会、総会時の研修（6月、10月、1月）
 - ②第5ブロックジョイント研修（7月、11月）
 - ③その他の研修（上記以外の月）
- (2) 東京税理士会主催の研修 → 会報誌により告知
- (3) マルチメディア研修 → 東京税理士会の HP
- (4) 日本税務会計学会の発表会 → 東京税理士会の HP

[2] 研修時間にカウントされるもの

- (1) 租税に関する訴訟の補佐人講座の受講（大学院）
- (2) 民間団体主催の研修 → 自己申請をし、認定を受ける必要あり
- (3) 税理士 20 人程度を対象とした有志の勉強会 → 自己申請をし、認定を受ける必要あり
- (4) 研修会の講師 → 研修時間の 3 倍

[3] やむを得ず 36 時間達成できない場合

病気、介護、育児などの事情がある場合には免除申請

～マルチメディア研修への初期ログイン～

東京税理士会の会員専用サイト・研修サイトを利用する場合は、下記ページからログインすることで利用できます。

<https://www.tokyozeirishikai.or.jp/member/login/>

QR コード →



【初めてログインされる方】

以下の仮 ID 及びパスワードでログイン後、「ID 及びパスワードの再設定」画面で、正式な ID（お持ちのメールアドレス）、パスワード（各自作成）を登録してご使用ください。

※新規入会者へのアカウントの付与は入会翌月の中旬になります。

●仮 ID… 登録番号 ※6 桁で入力します。（半角数字入力）

登録番号が 5 桁以下の場合、先頭に「0」（ゼロ）を入れて 6 桁にして入力します。

《例》登録番号 123456 の方 → 123456

●仮パスワード… 生年月日（8 桁）

西暦表示に置き換え、数値化して入力します（半角英数入力）

すべて 8 桁で入力します。月、日で 1 桁表示の箇所は「0」を加えて 8 桁に合わせます。

《例》昭和 60 年（1985 年）8 月 22 日生まれの方の場合 → 19850822

会員異動のお知らせ

【入 会】

小林 亜紀

〒157-0061 世田谷区北鳥山1-49-13-1
TEL 03 (6313) 0716

兵庫屋宏貴

〒156-0052 世田谷区経堂5-12-6
TEL 03 (6820) 1132 FAX 03 (6820) 1132



鴻野 智良

〒155-0033 世田谷区代田5-4-8
TEL 090 (4889) 0552

自己紹介

1973年(昭和48年)長野生まれです。中学、高校は山形県にて過ごしました。大学で上京し、1998年(平成10年)に証券会社に入社しました。仙台、町田、武蔵小杉、上野、秋葉原、梅田の各支店でリテール営業に従事しました。2019年(令和元年)第69回税理士試験に官報合格を機に、財務企画部主計室に異動になり、実務経験を積みました。本年、兼業にて開業に至りました。現在も証券会社では人材育成の業務に従事しております。

休日の過ごし方としては、土曜日の14時に経堂の「魚真」で刺身を買ひ、赤堤の「朝日屋酒店」で日本酒の生酒を買ひ、頃合いを見て晩酌をしています。

平日の支部活動にはなかなか参加できないかもしれませんが、可能な限り支部活動に参加したいと思っております。これからご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



豊郷 直輝

〒156-0055 世田谷区船橋3-10-9
TEL 080 (6533) 9382

自己紹介

はじめまして、豊郷直輝と申します。昨年7月に両親とともに世田谷の船橋に引っ越してまいりまして、この秋に自宅にて税理士登録いたしました。こちらに引っ越してきてから、自転車でお出かけできる範囲の

広さに感動しています。東は渋谷、下北、三軒茶屋、西は二子玉、成城、吉祥寺くらいまでなら30分もあれば行ってしまいます。ふらっと自転車で行けるところに賑やかで活気のある街がこんなにたくさんあるというのが嬉しくて、そして楽しくてしょうがありません。引っ越してからまだまだ日は浅いですが、しっかりこの街が大好きです。2018年に会計士試験に合格して働き始めてから4年弱になります。まだとても未熟ですが、この街がもっともっと素敵な良い街になるように、自分ができることを見つけて、そして取り組んでみたいと思います。

至らぬ点もあるかと思いますが、ご指導ご鞭撻を賜れますと幸いです。

みなさま、よろしく願いいたします！

【転 入】

吉田 圭吾 (麴町支部より)

〒156-0044 世田谷区赤堤3-35-14-304号
TEL 090 (4924) 9263

自己紹介

令和4年10月より転入いたしました。これまでは所属税理士でしたが開業税理士として今後活動していきます。長く続けていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

【転 出】

立木 康夫 令和4年10月1日 豊島支部へ

【退 会】

平井 飛行 令和4年10月11日 死 亡

森 直也 令和4年10月28日 名古屋会へ

小規模企業の会社役員のみなさまへ

\ 会社の役員なら / 小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が
廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
国が作った制度なので、安心・安全です。

制度の
特長

小規模企業等の会社役員なら加入可能

建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)等は常時使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の会社役員でも加入可能

代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方ならどなたでも加入可能。

役員なら受け取れる大きなメリット

小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。

制度のメリット

掛金は全額所得控除

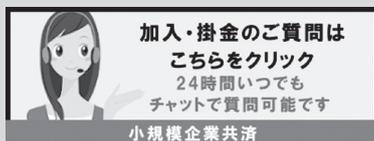
掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

受取時も税制メリット

共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

チャットボットなら24時間・365日 お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済

検索

個人事業主、
会社代表者の方も
もちろん
加入できます

制度の詳しい内容についてのお問い合わせ先

独立行政法人

中小企業基盤整備機構(中小機構) 共済相談室 TEL.050-5541-7171

資料請求・加入手続きに
関するお問い合わせ先

東京税理士協同組合 TEL.03-5363-2011

関与先様の代金回収を口座振替により行う自動集金システム

My集金NET

こんな場面
ご利用されて
います。



集金業務でお困りの関与先様をご紹介ください！

● My集金NETが選ばれる理由 ●

理由 **1** 初期費用は0円！
請求がない月は
手数料不要！

初期費用がかからないので、
1件から気軽にご利用できます。

理由 **2** 不定期な
集金にも対応！

毎月の集金はもちろん、
隔月、年1回といった変則的な集金にも
ご利用できます。

理由 **3** 口座振替で
入金率UP！

毎月28日に口座振替により
自動集金されるので、
支払漏れや支払遅延が回避できます。
現金取扱いの煩わしさから解放されます！

ご利用料金

基本料 (振替実施日のみ) 1,800円/月

口座振替請求手数料 240円/件 (消費税別)

振替日と振込日

振替日 毎月28日 (休日の場合は翌営業日)

振込日 振替日の5営業日後

詳細はホームページからも
ご覧頂けます。



関与先様をご紹介いただき、成約した場合、**30,000円** お支払いします。



取扱指定会社 株式会社 **日税ビジネスサービス**
〒163-1588 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー 29階

My集金NETの
お問い合わせは **03-5931-0666**



制作©日税グループ22.06

日税グループ 日税ビジネスサービス 日税不動産情報センター 共栄会保険代行 日税サービス 日税経営情報センター

自己紹介

植西 祐介

2021年8月より税理士登録し北沢支部に参加しています植西です。現在は、社労士資格も生かしながらか会計事務所と労務事務所を千歳烏山で運営しつつ、経営コンサルティング会社も並行で活動しています。税理士として全く未熟者で、北沢支部の諸先輩・皆様方にはいつもご指導いただいております。租税教育研修やテニス部にも入り日々活動にも楽しく参加させていただいています。

私は元化学会社で経営企画や工場経理をやっているとして、いわゆる超大企業の中でぬるま湯に浸かりながら安定した生活を送っていました。このまま一生を過ごすのかなあと当時思いながら仕事をこなしていたのですが、工場転勤を契機に、地方で悶々としながらもキャリアアップのために公認会計士試験の勉強を通信で始めた事がきっかけで、そこから会計の世界にどっぷりと入ることになりました。当時は業務を終わらせその後は試験勉強をひたすら繰り返すだけという修行僧のような生活を続けていましたが、晴れて試験に合格してからは大きく人生が変わっていききました。

監査法人に入ってから会計監査を経験しましたが、元々事業会社の経営企画畑の人間でしたので事業支援をしたいということでコンサルティング会社にも転職

しました。外資系戦略コンサルティング会社でしたので過重なプレッシャーの中ですとにかく泥のように働きました。当時はまだ労働環境が改善するかしないかくらいの狭間の時期で、朝までオフィスで仕事をし、家にシャワーだけ浴びに帰ってまた出社という生活でもあり、変則的な生活に完全に慣れたのもこの時の経験がきっかけでした(笑)。その後はスタートアップに移ったのですが、社員一桁の本当に何もないカオスなゼロイチ状態から、良くも分からずどんどん会社が大きくなっていく中で、会社の生き死にやメンバーの人生に強く関わったり、ハードシングスでもあり貴重な経験でした。もう一回はさすがにやりたくないです(笑)。



そんなこんなで、自分で色々動いて何でもやりたいという興味だけで、ごちゃごちゃした人生を送ることになりました。今や独立開業になるまでに至りました。公私混同な私ですが、小学3年生と幼稚園児の子どもに対しては、お父さんの変な人生を背中で伝えて、楽しそうだと思ってもらって多くの事にチャレンジしてみてもらいたいと思っています。税理士として経験はほぼ無い若輩者ですが、私も引き続きチャレンジ・研鑽していきますので今後よろしくお願いたします。

表紙の
ことは

私のふるさと、茨城県牛久市に「牛久大仏」があります。全長120メートルのブロンズ立像から成り、ギネス世界記録に登録されています。大仏の胎内に入り、胸部展望台からは富士山やスカイツリーが見えます。(廣田純子)

編集
後記

ワールドカップといってもカタールではなくフランスの話。2023年9月ラグビーワールドカップフランス大会が開催される。世界20カ国が参加し、世界の頂点をかけ熱い戦いがまた始まる。ラグビーと聞いて2019年日本で開催されたラグビーワールドカップの感動と興奮を思い出す人も少なくないだろう。2022年9月現在、世界ランク10位の日本は、予選でプールDに入り、イングランド、アルゼンチン、サモア、チリと対戦する。なかでも注目株は、初出場を果たした南米のチリ。南米予選で敗れたものの敗者復活戦でプレーオフに進み、アメリカ代表をトータルスコアで上回って出場権獲得を決めた。世界ランクは21位だが勢いがあり油断はできない。また、前回のワールドカップで日本代表が圧勝したサモアだが、現在は世界ランク11位の強敵だ。スポーツ史上最大の番狂わせといわれた「ブライトンの奇跡」から8年目の戦い。またあの感動をぜひ皆で味わいたい。(金子信夫)

発行日 令和5年1月1日
発行所 東京税理士会北沢支部
東京税理士協同組合北沢支所
〒156-0043 東京都世田谷区松原6-1-10
アイリンマンション3F
TEL.03(3322)7894 FAX.03(3323)3571
E-mail:kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

発行者 支部長・支所長 阿部 健治
編集人 広報部長 廣田 純子

印刷所 協友印刷 株式会社